

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町  
広域廃棄物処理事業協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）

第8条第2項の規定に基づき、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5名とする。ただし、会議の規模に応じて変更することができる。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴の受付は、会議開始予定時刻の30分前から行い、傍聴人の数が定員に達した時点で終了するものとする。

2 会議の傍聴を希望する者は、傍聴人受付簿（別記様式第1号）に住所及び氏名を記入し、傍聴証（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

3 前項の規定により傍聴証の交付を受けた者は、当該傍聴証を胸元等識別しやすい位置に着用して傍聴しなければならない。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を係員に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) ラジオ、拡声器、無線機、録音機の類を携帯している者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器は、着信音を発しない措置をとること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴するときに、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、運営規程第2条ただし書きの規定により会議を公開しない決 定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に 従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

平成 31 年 4 月 1 日制定